

日本中央競馬会入場料規則

(平成26年11月13日 理事長達第26号)

(目的)

第1条 この規則は、日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年理事長達第28号。以下「施行規程」という。）第171条第1項に規定する入場料の額その他入場料の徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入場料)

第2条 本会は、競馬場の入場者（施行規程第171条第2項各号に掲げる者を除く。以下同じ。）から、入場料を徴収する。ただし、施行規程第171条第1項ただし書に規定する場合にあっては、入場料を徴収しない。

2 入場料の額は、次のとおりとする。

(1) 中山、東京、中京、京都及び阪神の各競馬場にあつては、200円

(2) 札幌、函館、福島、新潟及び小倉の各競馬場にあつては、100円

3 前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める回数券を利用する者から徴収する入場料の額は、125円とする。

第3条 前条第2項の規定にかかわらず、別表(1)及び別表(2)に掲げる競走の実施日において当該競走を実施する競馬場の入場者から徴収する入場料の額は、次に掲げる競走の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 別表(1)に掲げる競走 1,000円

(2) 別表(2)に掲げる競走 500円

2 前条第2項第1号及び前項の規定にかかわらず、別表(3)に掲げる競走の実施日において当該競走を実施する競馬場の女性の入場者から徴収する入場料の額は、理事長が別に指定する入場券を購入した者に限り、100円とする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、競馬開催が中止となった場合の取扱いその他の入場料に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この通達は、平成26年11月13日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日理事長達第9号)

この通達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月24日理事長達第29号)

この通達は、令和4年1月1日から施行する。

別表(1) (第3条第1項関係)

東京優駿及び有馬記念の各競走

別表(2) (第3条第1項関係)

フェブラリーステークス、高松宮記念、大阪杯、桜花賞、皐月賞、天皇賞(春)、NHKマイルカップ、ヴィクトリアマイル、優駿牝馬、安田記念、宝塚記念、スプリンターズステークス、秋華賞、菊花賞、天皇賞(秋)、エリザベス女王杯、マイルチャンピオンシップ、ジャパンカップ、チャンピオンズカップ、阪神ジュベナイルフィリーズ、朝日杯フューチュリティステークス及びホープフルステークスの各競走

別表(3) (第3条第2項関係)

桜花賞、優駿牝馬及びエリザベス女王杯の各競走